

第3章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

農林水産行政については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進、「新たな米政策」の推進、平成10年12月に「農政改革大綱」及び「農政改革プログラム」が決定され新たな基本法の制定を含む農政全般の改革に向けた検討、環境保全型農業の総合的な展開等が行われている。また、上記農業合意の継続交渉の開始を2000年に控え、これに向けた国民的なコンセンサスの醸成も視野に入れた政策対応も求められており、このような行政の展開方向に即した的確な統計情報の作成・提供が必要となっている。

このため、今後の農林水産統計情報の展開方向を取りまとめた「農林水産統計情報研究会報告」（平成7年8月）を踏まえ、その対応を図ってきており、平成10年度は、①第10次漁業センサスの実施、②農業と環境に関する統計調査の実施、③2000年世界農林業センサスの実施に向けた準備、④食料供給システム全体を視野に入れた流通消費統計調査の実施、⑤国際統計情報の充実、⑥農林水産行政情報の提供体制の整備等を推進してきた。

また、統計行政の一層の充実のため、統計情報ニーズへの対応、農林水産業を巡る情勢の変化への即応、行政の情報化の推進、農林水産情報センター活動の推進等により、国民各層への幅広くかつタイムリーな提供等に積極的な展開を図ってきた。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 農林水産情報センター

国際化の進展、新たな農政の展開、国民各層の多様

なニーズ等に応えるため、地域の農林水産情報の受発信拠点となる334か所の「農林水産情報センター」を地方統計情報組織に設置し、生産者、消費者をはじめ国民各層の情報ニーズ、各種の照会等にきめ細かく対応している。

(1) 主なサービス内容

ア 生産者、消費者をはじめ国民各層への農林水産情報の積極的な提供

イ 生産者、消費者をはじめ国民各層からの照会への対応

ウ 農林水産施策の紹介等

(2) 設置場所

各地方農政局統計情報部、管内統計情報事務所、同出張所の全国334か所に設置。

(3) 運営状況

10年度は、月平均4,300件以上の照会に対応するとともに、各種情報紙等の発行、ホームページの開設等を通じて、広く国民各層に対しきめ細かい情報サービスの提供、農林水産施策の紹介等を行った。さらに、国民各層の意向の収集にも努めた。

4 農家等の分類に関する研究会

平成7年度の「農林水産統計情報研究会報告」の提言を受けて、平成7年10月に「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会」（座長：梶井功氏（東京農工大学学長））を設置し、経営に着目した統計分類のあり方、実態の変化に対応した新たな分類等について提言を受けた。

5 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成9年の各生産指数を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業生産指数」として刊行した。

6 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。指定統計については、

その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。

また、農林水産統計情報を利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表資料目録」及び「農林水産統計速報・農林水産情報公表予定」を刊行した。

7 国際統計

(1) 国際協力

世界の食料需給、貿易の安定化を推進するうえで重要である開発途上国の農林水産統計整備のための、二国間・多国間の国際協力を行っている。

(2) 国際農林水産統計

海外諸国の農林水産業の動向について、FAO等国际機関の統計資料を中心に、主要な海外諸国の経済概況、農林水産業の生産・貿易等に関する統計を収集・編集し提供を行っている。

(3) ABSTRACT OF STATISTICS ON

AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES IN JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し提供を行っている。

(4) 農林水産物貿易統計

大蔵省が公表している「貿易統計」から農林水産物を抽出し、これをもとに我が国の農林水産物の輸出入の状況を取りまとめている。

8 地域・環境に関する統計情報

(1) 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター等（生産者・流通加工業者モニター、消費情報提供協力者）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるとともに、情報交流を促進することにより、農林水産業の振興及び農山漁村地域の活性化に資するものである。

(2) 農林水産業に関する意向調査

農林水産行政ニーズに即した農林水産業に係る特定事象（テーマ）に対する関係者の意識・意向等を迅速に把握し、行政施策展開上の基礎資料に資するものである。

毎年度、特定テーマを設け調査を実施し、結果を取りまとめ公表している。

(3) 農林漁業現地情報

農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的として、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する

情報を収集した。

収集した情報は、毎月公表している。

(4) 農業生産環境調査

ア 調査の目的

肥料・農薬の投入実態等を把握することにより、肥料・農薬の適正な使用による持続性の高い生産方式の定着や環境・食の安全に関する国民的な関心に適切に対応するための施策の基礎資料に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、農家、市町村及び農業改良普及センターを対象として実施した。

調査方法は、農家については職員による面接、市町村及び農業改良普及センターについては郵送留置の方法によった。

ウ 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を農林水産統計速報として公表するとともに、詳細を「農業生産環境調査報告書」として刊行する。

なお、調査は、周期年で実施することとしている。

第2節 情報システムの管理・運営

1 農林水産省における行政の情報化

農林水産省は、情報通信基盤整備の進展、インターネットの急速な普及等を踏まえ、平成10年5月に「農林水産省行政情報化推進基本計画」等の改訂を行い、行政事務の効率化及び国民への行政サービスの質的向上を推進している。

平成10年度は、「平成10年度に取り組む事項」を定め、①LANシステムを活用した業務の簡素化及び効率化の推進、行政運営の高度化、②社会の情報化の進展に対応した行政サービスの質的向上、などを推進した。具体的な取組事例として、農林水産省ホームページについて、コンテンツ（情報項目）の再構築やリンク集の充実を行うとともに、農林水産省ホームページ上で農林水産関連の各種情報を網羅的に検索することができる「農林水産関連情報検索システム」を構築し、利便性の向上を図った。

2 農林水産省行政情報システム (LANシステム)

平成2年度に、情報の有効利用と行政事務の効率化に資するため、本省において電子メール・電子掲示板

等の機能を持った農林水産省行政情報システム（LANシステム）の整備を行い、平成5年度にはこれを地方農政局にも整備した。

また、平成7年度に、行政情報化推進の基盤として、既存LANシステムの大幅な拡充を行い、新たに統計情報事務所にLANシステムを整備した。

平成10年度は、行政情報の共有化、コンピュータ西暦2000年問題等に対応するため、本省のグループウェアをバージョンアップするとともに地方農政局及び統計情報事務所にも本省と同様のグループウェアの導入を行った。

3 農林水産省におけるデータベースシステム

農林水産省統計情報データベースシステムは、農林水産行政の企画・立案に資するため、農林水産統計をはじめ他省庁の関連統計、FAO・OECD等の国際統計を収録している。

本システムは、農林水産省の本省及び地方出先機関に敷設されたLANシステムの端末から容易に統計データの検索・加工が行えるものである。

また、平成8年度に職員向けに構築された農林水産省行政情報クリアリングシステム（所在案内情報提供システム）は、平成10年度より農林水産省ホームページからインターネットを介して広く国民に情報提供することとした。

4 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始した。これまでの間、処理量の増大、利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新、メモリーの増設等周辺装置の整備を図ってきたところである。特に、近年における通信技術の進展を踏まえてオンラインネットワーク機能の強化を行った。

また、共同利用電子計算機管理運営は、共同利用電子計算機管理運営規程（昭和53年農林水産省訓令第41号）並びに管理運営細則及び同運営協議会運営要領に基づいて、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

5 農林水産統計情報処理システム

近年における国際化の進展等、我が国経済社会の著しい変化に伴い、農林水産業及び農山漁村の実態も大きく変化しており、これに対応して農林水産行政の企

画・立案に必要な農林水産統計情報に対するニーズも多様化・高度化しつつ増大している中で、その的確な作成・提供が求められている。

農林水産統計情報処理システム整備事業は、統計情報業務処理の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報の作成から発表・提供に至る工程の電算化を地方分散処理方式により、昭和62年度から推進している。

平成10年度は、処理効率を高めるためのプログラムメンテナンスを行うとともにコンピュータ西暦2000年問題への対応（平成10、11年度の2か年計画）を行った。

6 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生産、流通及び消費が円滑かつ合理的に行われる素地を作り、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場及び畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供している。

イ 産地情報

青果物及び畜産物の主要産地の生産、出荷動向等を提供している。

ウ 加工情報

青果物及び畜産物市況のデータを、青果物は品目別、市場別、産地別等に、畜産物（豚枝肉及び鶏卵）は市場ごと規格別に旬単位で取りまとめ提供している。

エ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供している。

オ 流通消費情報

青果物卸売市場に常駐している卸売会社等より市況を補完する卸売市場の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報、青果物の翌旬の予想入荷量及び卸売価格の見通し、畜産物の翌月の予想取引数量及び卸売価格の見通しを提供している。

(3) 情報の収集と伝達方法

青果物市況情報については、情報収集の対象となる

卸売市場の卸売会社に専用端末機を設置し、直接データを収集しコンピュータにより編集、公表を行っている。そのほかの情報については、統計情報組織の出張所及び市場調査室の職員が情報収集し、コンピュータにより迅速に処理、編集し公表している。

公表した情報は、省内行政部局等行政機関の利用に資するとともに、民間中央機関（（社）全国生鮮食料品流通情報センター）を通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

(4) システムの概要

システム概念は図のとおりで、国と民間中央機関の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線、本省と青果物卸売会社との間を回線交換網で結び、情報の迅速な収集・配信を行っている。

一方、民間中央機関は、国で公表したものを加工編集を行い、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリ通信網又はパソコン通信網で結び情報の提供を行っている。

第3節 農林水産省図書館及び統計編さん

1 農林水産省図書館

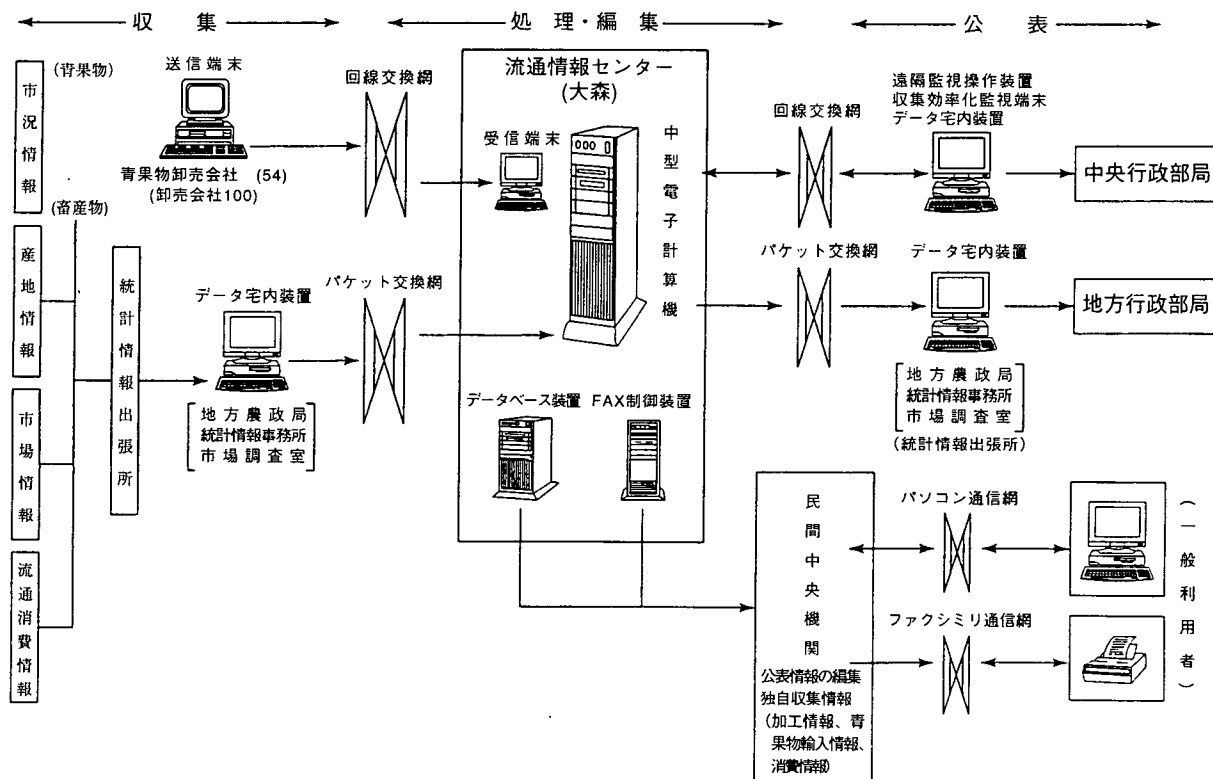
(1) 収 書

平成10年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は、3,767冊（和書3,304冊、洋書463冊）、図書の処分は2,241冊（和書2,241冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、279,395冊（和書237,148冊、洋書42,247冊）となった。雑誌・新聞等の受入れは1,094種（和987種、洋107種）であった。また、ビデオ・CD等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ522タイトル、CD-ROM29枚で、今年度末における所蔵数は、ビデオテープ920タイトル、CD-ROM69枚であった。

(2) 納本及び配布

農林水産省刊行物の国立国会図書館への納本は、6,416冊であった。農林水産省及び他省庁刊行物等の納本以外の受入配布は40,126冊、FAO等刊行物の国

図 生鮮食料品流通情報サービスのしくみ



内配布は、98機関へ997冊、農林水産省刊行物の海外への配布は、国際機関14機関及び66か国185機関へ828冊であった。

(3) 利用

年度内利用者数（閲覧及び貸出）は52,032人、利用冊数は99,116冊であった。このほか国立国会図書館並びに各省庁図書館との相互貸借が520冊（貸出247冊、借受273冊）あった。

(4) 刊行

図書資料の利用の便に資するため「農林水産図書資料月報」（第49巻第4号－第50巻第3号）及び「農林水産文献解題No28『農業と環境問題』」を刊行した。

(5) 図書館システム

図書資料等に関する閲覧及び情報サービスを利用者に迅速に提供するため「図書資料管理・提供システム」により、図書資料、電子・映像情報資料、雑誌及び雑誌記事（論文）の貸出、返却手続及び検索等を行っている。また、LANに接続された端末からの目録検索も利用できるようになっている。

(6) 電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料について、平成10年2月から「電子・映像情報室」を開設し、一般国民、消費者等に広く公開展示している。

2 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本表は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に農林水産省各局庁及び各種団体で作成された基本的な統計を加えて総合的に編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計は、農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁及び各種団体で作成された農林水産業に関する統計を幅広く収集するとともに、主要な国際統計も収録し、我が国及び海外の農林水産業の現況について概観できるよう手軽なB6判により編集したものである。また他に各部門ごとに「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」の平成10年度版を編集した。

(3) 農林水産統計月報

本月報は農林水産業の月別動向を把握することを目的として農村経済の動き、農林水産物及び農業生産資

材の需給に関する統計等を収録し編集したものである。

第4節 構造統計調査

1 世界農林業センサス

平成11年度（平成12年2月1日現在、但し沖縄県は平成11年12月1日現在）に2000年世界農林業センサスの実施を予定しているが、平成10年度は準備研究として以下の内容に取り組んだ。

ア 学識経験者、省内関係部局等で構成するセンサス研究会を開催し、定義、調査項目、調査方法、統計編成等についての具体的な検討を行った。

イ センサス研究会における主要検討事項を、現地の実態に即して検討するために、現地実態調査を実施した。

ウ センサス研究会の検討結果や省内外の関係者の意見等を踏まえ、統計審議会へ「2000年世界農林業センサスの計画について」を諮問し、妥当である旨の答申を得た。

2 漁業センサス

平成10年11月1日現在で「第10次漁業センサス」を実施した。

この調査は、漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態と変化を総合的に把握し、水産行政諸施策の策定に必要な基礎資料を整備することを目的に、昭和24年3月に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごと実施しているもので、通算すると今回で10回目となる。

調査は、海面漁業基本調査、内水面基本調査及び漁業地区調査に区分される。

(1) 海面漁業基本調査

調査の対象と調査の方法

調査は、海面において調査期日前1年間（平成9年11月1日～平成10年10月31日）に漁業及び養殖業を営んだ経営体（世帯及び事業所）と漁業従事者世帯であって海面に沿う市区町村内に所在するものを対象とした。

調査は、農林水産省-都道府県-市区町村の機構で実施した。

調査方法は、調査員が受け持つ調査客体数が適切な規模となるように、海面に沿う市区町村内に調査区を設定し、調査員が平成10年8月1日現在で照査表を用いて地区漁協において漁業経営体及び漁業従事者世

帯を識別した。

次に、1調査区内の調査客体数がおおむね20～30になるように調査区の地域範囲を調整し、その調査区ごとに平成10年11月1日現在で調査員が漁業経営体及び漁業従事者世帯の代表者に面接して調査票の所要事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、漁業経営体については、漁業種類、使用漁船、漁業従事者、漁業従事日数、漁獲物の販売金額、海面養殖の規模、動力漁船のトン数、馬力数、乗組員、個人経営体の世帯の就業状況、専兼業等世帯の状況等であり、漁業従事者世帯については、漁業世帯員の就業状況、専兼業、漁業雇われ労賃収入等である。

(2) 内水面漁業調査

調査の対象と調査の方法

調査は、調査期日前1年間に内水面養殖業を営んだ経営体、共同漁業権が設定されている天然の湖沼やその他の湖沼において漁業を営んだ経営体及び内水面漁業協同組合を対象とした。

調査は、農林水産省・地方農政局・同統計情報事務所・同出張所の機構で実施した。

調査方法は、調査客体の所在する市区町村内を既存の資料等で把握した調査客体数に基づき、調査員が受け持つ調査客体数が適正な規模となるように、調査区を設定した。次に、1調査区内の調査区数が5～25となるように調査区の地域範囲を調整し、その調査区ごとに平成10年11月1日現在で調査員が調査客体の確認をしながら、該当経営体の代表者に面接して調査票の所票事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、内水面漁業経営体については個人経営体の世帯員の就業状況、専兼業等世帯の状況、湖沼漁業の漁業種類、使用漁船、漁業従事者、漁業従事日数、漁獲物の販売金額、漁獲魚種、内水面養殖業の養殖種類、養殖方法、養殖面積、養殖従事者、養殖業従事日数、収獲物の販売金額等であり、内水面漁業協同組合については、組合員数、河川組合員の漁業従事状況、種苗放流等の事業の状況、漁場環境、遊漁者数等である。

(3) 漁業地区調査

調査の対象と調査の方法

調査は、すべての漁業地区について、その漁業地区内の漁業関連施設、漁業管理組織、水産物流通機関、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場を対象とした。

調査は、農林水産省・地方農政局・同統計情報事務所・同出張所の機構で実施した。

調査方法は、漁業関連施設、漁業管理組織等につい

ては平成10年11月1日現在で出張所職員が、また、水産物流通機関、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場については平成11年11月1日現在で調査員が、それぞれ各機関の代表者に面接して所要事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、漁業関連施設については造船所、漁港施設等、漁業管理組織については組織の概要、漁業管理の内容、漁獲物の販売状況、漁業管理の効果等、水産物流通機関については魚市場の施設、取扱高等、水産物卸売業者の経営組織、業態区分、取扱金額等水産物買受人の経営組織、業態区分、取扱金額等、冷凍・冷蔵工場については経営組織、利用者、従業員数、製氷・冷凍・冷蔵能力等、水産加工場については経営組織、従業員数、加工種類、製品販売金額等である。

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査（農家調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス時に設定した全国の調査区から、標本調査体系に基づき抽出した標本調査区内の販売農家を調査対象とした。

調査は、調査員が標本農家を訪問し、平成11年1月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行する。

(2) 基本構造動態調査（農業法人等調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に、農業法人等の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス結果に基づき販売を目的とする農家以外の農業事業体及び水稲作に係る農業サービス事業体から標本事業体を抽出し調査対象とした。

調査は、職員が標本事業体を訪問し、平成11年1月1日現在及び調査日前1年間における農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行する。

(3) 中山間農家就業構造等調査

ア 調査の目的

この調査は、地勢的条件等により農業生産が不利とされている中山間地域において、地域社会の維持・発展に大きく貢献している女性が農業を行っている農家の就業状況等を明らかにし、今後の中山間地域対策の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス結果に基づき、中山間農業地域であり、かつ、特定農山村地域に所在する女性の基幹の農業従事者がいる販売農家を抽出し調査対象とした。

調査は、職員が標本農家を訪問し、平成10年11月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（中山間農家就業構造等調査）報告書」として刊行する。

4 農林水産業新規就業者等調査

(1) 新規就業者調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業の新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、平成9年6月から平成10年5月までの1か年間の農林漁業への新規就業者を市区町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関を対象に平成10年6月に職員の情報収集により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産情報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

(2) 就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業の新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、新規就業者調査で把握した過去3年間（平

成7年6月1日から平成10年5月31日の間）に林業に新たに就業した者を対象に、平成10年10月1日現在で郵送調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

5 木材流通統計調査

(1) 木材生産構造調査

ア 調査の目的

この調査は、木材の需給動向を明らかにするとともに、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

木材生産構造調査は、製材工場基礎調査、木材チップ工場調査、合単板材調査及び床板工場調査に分かれ全国の該当工場を対象に、12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を面接により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材製品生産動態調査

ア 調査の目的

この調査は、木材需給の短期的動向、価格水準及びその変動、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

木材製品生産動態調査は、標本製材工場調査、合単板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量・在庫量等及び木材価格について、面接及び郵送により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

6 畜産調査

(1) 畜産基本調査

ア 調査の目的

畜産基本調査は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

家畜飼養者を基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出する。調査方法は職員による面接調査及び電話調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果のうち、飼養戸数、頭羽数など基本項目については「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細については「畜産統計－畜産基本調査結果、鶏ひなふ化羽数調査結果－」として刊行する。

(2) 畜産予察調査

ア 調査の目的

生乳、肉用牛、鶏卵・ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

生乳、肉用牛の予察調査は、家畜飼養者を対象に職員による面接調査及び電話調査の方法により行った。

鶏卵、ブロイラーの予察調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に職員による面接調査及び郵送調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」として公表する。

7 漁業動態調査

平成10年度は、第10次漁業センサス実施のため、漁業動態調査は休止した。

8 漁業・養殖業生産統計調査

漁業・養殖業生産統計調査は、海面及び内水面における漁業・養殖業の生産の実態を量的に把握して、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とする。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査に区分される。

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての経営体及び水揚げ機関を対象として、経営体又は水揚げ機関からの申告、水揚げ記録の利用、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別漁労体数、航海数及び出漁日数並びに漁業種類別魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行した。

(2) 海面養殖業収獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、水揚げ記録の利用、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖業経営体数、施設数、施設面積、魚種別収獲量、種苗販売量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査と同じ

(3) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面漁業を営む漁業者（漁業権の設定されている水域における遊漁者を含む。）を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査と同じ

(4) 内水面養殖業収獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、魚種別収獲量、種苗販売量等である。

9 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、操業状況、世帯員の状況等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁業者の生活向上等の水産行政の基礎資料を作成することを目的としている。

調査は、漁家経済調査、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査に区分される。

(1) 漁家経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業漁家（使用漁船の合計トン数が10トン未満のもの又は主として小型定置網漁業を営むもの）又は海面養殖業漁家から、一定の基準により標本を抽出し、日記帳への記帳及び職員による面接聞き取りにより、調査を行った。

調査項目は、世帯の概況、操業、収支、財産の状況、

生計費等である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「漁業経済調査報告（漁家の部）」として刊行した。

(2) 中小漁業経営体経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業経営体（使用漁船の合計トン数が10トン以上のもの又は大型定置網漁業を営むもの）から、一定の割合により標本を抽出し、所定の帳簿からの取りまとめ、調査客体の記帳及び職員による面接聞き取りにより、調査を行った。

調査項目は、操業、財産、損益等の状況である。

イ 調査結果の公表

調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「漁業経済調査報告（企業体の部）」として刊行した。

(3) 大規模漁業会社経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査した。

イ 調査結果の公表

調査結果は、「漁業経済調査報告（企業体の部）」において公表した。

10 漁業生産所得

海面における漁業・養殖業の生産に関する実態を金額で把握し、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とすることを目的として、漁業・養殖業生産統計調査結果等を利用して、漁業生産額及び海面漁業生産所得を推計している。

(1) 推計方法

漁業生産額は、海面及び内水面における生産量に、産地卸売価格等を乗じて推計する。

漁業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に、漁業経済調査結果から求めた生産所得率を乗じて推計する。

(2) 推計結果の公表

推計結果の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」に掲載した。

第5節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の基礎資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

販売農家（経営耕地面積30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）を調査対象とした。また、自給的農家（経営耕地面積30a未満、かつ、過去1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家）については、主として、農家における家計費を把握するため、調査事項を簡素化して、調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌月に公表している。年の調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行した。

(2) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別経営体及びこれに準ずる層の農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得等を把握することにより、農業経営の実態を把握し、農業行政の基礎資料とするものである。

なお、野菜・果樹部門については、品目により、経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象農家

経営耕地面積が2.0ha（北海道5.0ha）以上、又は、当該部門の経営規模が一定規模以上で、当該部門が農産物販売金額の2割以上を占め、かつ、当該部門を農産物販売金額の1位とする農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、当該品目の販売価額が、野菜または果樹の総販売金額に対して2割以上ある農

家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

年の調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」及び「野菜・果樹品目別統計」として刊行した。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、米穀の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、工芸農作物の生産に係るコストを把握し、かんしょ、ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆、なたねの行政価格算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」、「工芸農作物等の生産費」として刊行した。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の保証価格の算定、酪農経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、乳用おす育成牛）生産、子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行した。

2 林家経済調査

(1) 調査の目的

林家の林業経営の実態及び林家経済の動向を明らかにするとともに、育林に要する費用等を把握し、林業施策推進の基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査対象は、全国の保有山林20ha以上500ha未満の林家とした。

調査は、調査林家に日誌を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査を併用して行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「林家経済調査報告」として刊行した。

3 農業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

組織経営体の経営収支及び、米、小麦及び大豆の生産費の実態を把握し、価格政策、構造政策等農政の推進に必要な基礎資料の整備を行うことを目的とする。

(2) 調査対象

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体とし

た。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査組織の代表者等に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「農業組織経営体経営統計」及び「農業組織経営体の生産費」として刊行した。

4 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な基礎資料の整備を行うことを目的とする。

(2) 調査対象

全国の林業事業体（会社組織）を対象とした。（沖縄を除く）

(3) 調査の方法

調査方法は、調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「林業組織経営体経営調査報告」として刊行した。

5 農林業生産所得

国民経済的な立場から農林業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料を提供する目的で、生産量、価格等の統計を用いて農林業生産所得を推計している。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の品目別生産量(全国計)に、農家庭先価格(全国平均)を乗じた額を合計して求めたものである。

生産農業所得（全国推計値）は、この農業総産出額から物的経費、間接税等を控除し、経常補助金を加算して求めたものである。

イ 農業粗生産額及び生産農業所得

（市町村別推計値）

農業粗生産額は、市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。

生産農業所得（市町村別推計値）は、この農業粗生

産額に農業経営統計調査結果から算出した所得率を乗じ、経常補助金を加算して求めたものである。

ウ 生産林業所得

林産物の生産量に価格を乗じて、これに林家経済調査その他の統計を基礎にして得られた所得率を乗じて生産所得を推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「生産農業所得統計」、「生産林業所得統計報告書」を刊行した。

6 農村物価統計調査

(1) 調査の目的

農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の三種類とする。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分する。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等について行う。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等について行う。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等について行う。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計情報組織の職員の面接または電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農村物価指数は、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌月に公表している。年次指数は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「農村物価統計」として刊行した。

第6節 生産統計調査

1 耕地面積統計調査

(1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地利用改善等農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の対象と調査方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha（北海道はおおよそ10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を10月に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

2 作付面積調査

(1) 調査の目的

農作物の作付面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等、農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

冬作物の作付面積は4月1日現在で標本農家に対する面接調査の方法により、夏作物の作付面積は耕地面積と同時（8月1日現在）に標本単位区に対する実測調査の方法で調査した。

(3) 調査結果の公表

冬作物の作付面積は6月に、夏作物及び永年性作物の作付（または栽培）面積は8月以降数回にわたり「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

3 普通作物収穫量調査

(1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収穫量及び収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、農作物価格の安定、技術改善及び生産の長期見通し等農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類

水稻については、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査、かんしょ及び豆類については、予想収

穫量調査と収穫量調査、陸稲、麦類及び飼料作物については、収穫量調査を実施した。

(3) 調査の方法

水陸稲、麦類、かんしょ及び豆類の収穫量調査は、主産地では標本理論に基づいて抽出した標本筆（ほ場）、基準筆の刈り取りあるいは掘取り調査などによって10a当たり収量を推定した。非主産地及び上記以外の作物については、主として巡回・情報収集により10a当たり収量を調査した。

水稻の作柄概況調査及び予想収穫量調査は、作況予測標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行した。

4 工芸農作物調査

(1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくも収穫量調査及び「い」収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査、1番茶期表式調査及び総合表式調査に区分される。静岡県については生葉実測調査、1番茶期表式調査及び総合表式調査、主産県（埼玉県他4府県）については1番茶期表式調査及び総合表式調査、その他の都府県は総合表式調査を実施した。

なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、予想収穫量を調査するとともに、収穫期に収穫量を、また、こんにゃくも収穫量調査及び「い」収穫量調査は収穫期に収穫量を調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行した。

5 園芸生産出荷統計調査

(1) 調査の目的

園芸作物の作付（予定）面積、（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査し、園芸農作物の生産、出荷、価格、流通等各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査、青果物出荷統計調査、花き生産出荷量調査に区分している。

野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査、青果物出荷統計調査は、予想調査と実績調査を実施した。主要野菜については、は種のおおむね2～4か月前、作付け直後または出荷期間中及び収穫期に、主要果樹については、収穫開始の1～2か月前または出荷期間中及び収穫期に作付（予定）面積、（予想）収穫量、（予想）出荷量を調査した。

花き生産出荷量調査では、種類別、栽培形態別に作付（収穫）面積及び出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査または郵送調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、取りまとめ次第「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細については、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行した。

6 種苗生産統計調査

(1) 調査の目的

この調査は、園芸種苗の国内生産状況の把握を行い、優良種苗の安定供給確保、流通の適正化対策のための基礎資料とする。

(2) 調査方法

調査は、1月から12月までを調査対象期間とし、種苗会社の代表者に対する郵送調査（回収は職員）により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「種苗生産統計」として刊行した。

7 養蚕統計調査

(1) 調査の目的

この調査は、養蚕の実態を把握するとともに、繭の

生産量及び被害量統計等を作成し、行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

調査は、収穫量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

収穫量調査及び被害定期調査では、主産県の標本農家について、掃立卵量、収穫量などを面接及び実測により調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に、養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実地調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果（減収調査の結果を除く。）は、取りまとめの都度「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細を「養蚕統計」として刊行した。

8 農作物被害調査

(1) 調査の目的

水稻及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には、全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収納するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、基準収量に比べて減収した面積及び被害量を対象とする。

(3) 調査の種類と調査方法

水稻及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査と、農作物に重大な被害が発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は、巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

(4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

9 減収調査

(1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係る損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

(2) 調査対象及び調査方法

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並に主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経済局へ提示した。

10 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。また、果樹については、「品質低下推定尺度」を作成した。

(3) 結果の利用及び発表

これらの試験結果は、「技術解析試験報告書」、「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

第7節 流通消費統計調査

1 食品流通動態調査

(1) 生鮮食品流通動態調査

ア 調査の目的

食品産業における生鮮食品の流通経路・規模等を調査し、食品流通構造改善等の食品流通施策の推進を図るための基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査対象は、全国的食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業のうち、生鮮食品を取り扱う企業とし、調査は、その代表者等に対する面接留め置き調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、11年度にその概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「生鮮食品流通動態調査報告」として刊行する。

(2) 加工食品流通動態調査

ア 調査の目的

食品産業における加工食品の流通経路・規模等を調査し、食品流通構造改善等の食品流通施策の推進を図るための基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査対象は、全国的食品製造業、食品卸売業及び食品小売業のうち、加工食品を取り扱う企業とし、調査は、その代表者等に対する面接留め置き調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、10年度にその概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「加工食品流通動態調査報告」として刊行した。

(3) 加工食品生産統計調査

ア 牛乳乳製品統計調査

(ア) 調査の目的

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の乳製品工場及び牛乳処理場を対象に調査員を委嘱し、毎月、調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果の概要を、毎月「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

イ 水産加工統計調査

(ア) 調査の目的

水産物の加工場における製品の生産量等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工経営体数等を加工経営体または関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

2 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な基礎資料とする。

平成10年度は、物流改革が大きな課題となる中、食品に関連する物流システム・情報化等について、食

品卸売業及び食品小売業に着目してその実態等を把握した。

(2) 調査対象と調査方法

全国の食品卸売業及び食品小売業を営む10人以上の企業を対象に、職員による面接留置調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果の概要を、「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「平成10年食品産業動向調査報告」として刊行する。

3 食品流通機構調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧等により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」、年間の結果について概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「青果物卸売市場調査報告」、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の流通段階ごとの取引量及び価格を明らかにし、需給調整及び流通改善対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、子牛市場価格調査、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、子牛市場価格調査は主要な家畜市場を対象に取引頭数、価額及び価格等を、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数及び枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額及び価格等を職員による聞き取り等により調査した。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り等により調査した。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取

り等により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」として刊行した。

(3) 水産物流通統計調査

ア 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

消費地水産物流通調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に品目別の卸売数量及び価額について調査客体の申告または面接等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量及び在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の主要な産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に品目別の月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の水揚量及び価額を調査し、流通対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査、年間市場価格調査及び水産物流通形態別調査に分かれる。

水揚量・価格調査（月別）及び年間市場価格調査は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び価額について調査客体の申告または面接聞き取りの方法等により調査した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地出荷業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向

先別出荷量、活魚出荷量等について調査客体の申告又は面接聞き取り等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 価格形成調査

食品流通段階別価格形成追跡調査

(1) 調査の目的

食品の生産又は輸入から消費（外食を含む。）に至るまでの各流通段階における価格形成の実態を把握し食品の流通改善及び価格安定対策のための基礎資料を提供する。

(2) 調査対象と調査方法

全国の産地出荷業者、東京都区部及び大阪市の代表的な中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者、輸入業者、小売業者、食材卸問屋等を対象に、主要青果物、水産物の同一商品の価格について、職員による面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧の方法により、小売・食材卸段

階から産地・輸入段階まで流通経路を遡及・追跡して調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「青果物価格追跡レポート」及び「水産物価格追跡レポート」として各々年2回ずつ刊行した。

5 花き流通統計調査

花き卸売市場調査

(1) 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による聞き取りにより調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。